

# 有害図書類のいわゆる団体指定について

## 1 本県の有害図書類の指定について

| 指定方法                      | 概要  |
|---------------------------|---|
| 個別指定<br>【条例第6条<br>第1項】    | 個々の図書類ごとに有害性の有無を審査し、青少年の健全な育成を阻害すると認められるものは、有害図書類として指定するもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>著しく性的感情を刺激するものであること。</li><li>著しく残虐性を有するものであること。</li><li>自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。</li></ul> |
| 包括指定<br>【条例第6条<br>第2項】    | 条例で定める一定の条件を満たす図書類については、1冊ごとに指定の手続きを行わなくても有害図書類として指定されるもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>書籍又は雑誌については性交等のページ数が20ページ以上等</li><li>テープ又はディスクでは性交の場面等の時間が合わせて5分を超える等</li></ul>              |
| 団体指定<br>【条例第6条<br>第3項第3号】 | <u>図書類取扱業者で構成する団体が行っている自主規制を活用し、当該団体が青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不相当であると認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものについては、有害図書類として指定するもの。</u>  |

## 2 団体指定を実施する理由について

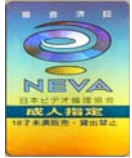


図書類を取扱う団体の自主的な取組みとして、青少年に悪影響を及ぼすおそれのあるビデオ、DVD、ゲームソフトなどについて年齢制限を設け、販売店等にこれを遵守するよう呼びかけを行っている。

そこで、有害図書類の効率的かつ効果的な指定のため、知事がこのような団体を条例第6条第3項第3号の規定による団体として指定し、当該団体が青少年の閲覧等を不相当と認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものを有害図書類とすることとしている。

この団体指定の実施により、有害図書類の迅速な指定ができるとともに、図書類取扱業者も容易な判断ができるものとなっている。

### 3 本県の団体指定の状況

本県では、これまで以下の3団体を指定している。

| 団体名                                      | 図書類の内容          | 本県の団体<br>指定年月日 | 全国の団体<br>指定状況 | 指定団体<br>マーク   |
|--|-----------------|----------------|---------------|---|
| 日本ビデオ倫理協会<br>(略称：ビデ倫)                    | ビデオ・DVD         | H17. 3. 29     | 18道府県で指定      |  |
| コンピュータソフトウェア<br>倫理機構<br>(略称：ソフ倫)         | パソコン用ゲー<br>ムソフト | H17. 3. 29     | 24府県で指定       |  |
| コンピュータエンターテイ<br>メントレーティング機構<br>(略称：CERO) | 家庭用ゲームソ<br>フト   | H18. 4. 25     | 17府県で指定       |  |

※全国の実施状況は、平成23年10月14日現在

### 4 一般社団法人映像倫理機構（略称：映像倫）の団体指定について

現在、本県では、ビデオ・DVDを取扱う業者の自主規制団体である「一般社団法人映像倫理機構（略称：映像倫）」の団体指定について検討している。

この団体は、「日本ビデオ倫理協会」の業務を引き継いだ「一般社団法人日本映像倫理審査機構（略称：日映審）」と、さらに他の自主規制団体である「コンテンツ・ソフト協働組合」が統一したものである。

#### (1) ビデ倫から映像倫に至る経緯

| 年月      | 概 要  |
|---------|--|
| S47     | ・日本ビデオ倫理協会（以下「ビデ倫」という。）設立  |
| H20. 3  | ・ビデ倫の審査部統括部長とビデオ制作会社社長が、モザイクをわざと薄くしたとして、わいせつ図画頒布幫助の容疑で逮捕された。（ビデ倫は、平成20年6月でビデオ等の審査業務を終了した。） |
| H20. 7  | ・ビデ倫加盟メーカーが、新たな審査機関として「一般社団法人日本映像倫理審査機構」（以下「日映審」という。）を設立した。                                |
| H22. 12 | ・日映審と、審査基準を同じくする規制団体であるコンテンツ・ソフト協働組合を統一し、「一般社団法人映像倫理機構」（以下「映像倫」という。）を設立した。                 |

## (2) 映像倫の概要（平成 23 年 7 月 1 日現在）

### ア 設立目的

映像ソフト関連事業の健全な発展と映像文化の普及向上を促進し、表現の自由を護り、社会に許容される倫理基準に沿ったもの作りを推進する映像ソフト業界の第三者自主規制審査機関として、制作者の表現の自由と創造性の育成を推進し、青少年の健全育成に資するとともに、善良かつ健全な社会風俗の育成に努め、広く社会と業界の秩序ある発展を目指し、会員の制作する映像著作物の倫理上の審査を行い、安全な国民生活の確保に貢献することを目的とする。

### イ 組織の概要

会員 126 社（映像ソフトの制作社等）

理事 8 名（代表理事以下 4 名は外部）、諮問委員会 3 名

### ウ 審査本数等

毎月 600 本から 700 本程度（審査後、以下の表示を行う）



## (3) 他都道府県の動向

平成 23 年 3 月から 10 月末日までに、11 道府県が団体指定している。

（宮城県、鹿児島県、秋田県、兵庫県、北海道、徳島県、福岡県、京都府、島根県、山形県、鳥取県）※指定順

## 5 今後の予定

11 月中に映像倫（東京都新宿区内）を訪問して、審査状況を確認のうえ、その内容が適切であると判断される場合、団体指定を行う。団体指定後は、愛知県公報に登載し、関係者に対して通知する。

愛知県青少年保護育成条例（抜粋）

（有害図書類の販売等の禁止）

第6条 知事は、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物（以下「図書類」という。）の内容が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部又は一部を有害図書類として指定することができる。

- 一 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 二 著しく残虐性を有するものであること。
- 三 自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。

2 知事は、次に掲げるものについては、愛知県青少年保護育成審議会（第10条第2項及び第12条第1項において「審議会」という。）の意見を聞いて、規則で有害図書類として指定することができる。

- 一 書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の10分の1以上を占めるもの
- 二 映像が記録されているテープ又はディスクで、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写する場面の時間が連続して3分を超え、又は合わせて5分を超えるもの

3 図書類の取扱いを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する物（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸与し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

- 一 第1項の規定により指定された図書類
- 二 前項の規定により指定された書籍及び雑誌並びに映像が記録されているテープ及びディスク
- 三 図書類取扱業者で構成する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが不相当であると認めた図書類で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

4～6 略

7 知事は、第3項第3号の規定による指定をしたときは、その旨及び同号に規定する当該団体が定める方法を愛知県公報で告示しなければならない。